

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	平成25年6月19日
【会社名】	アルビス株式会社
【英訳名】	ALBIS Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大森 実
【本店の所在の場所】	富山県射水市流通センター水戸田三丁目4番地
【電話番号】	0766(56)7200(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 池田 和男
【最寄りの連絡場所】	富山県射水市流通センター水戸田三丁目4番地
【電話番号】	0766(56)7200(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 池田 和男
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき平成25年6月3日に提出いたしました臨時報告書の記載事項のうち、「発行価格」、「発行価額の総額」、「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」および「新株予約権の行使の条件」が平成25年6月18日に確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正内容】

訂正箇所は下線で示しております。

□ 新株予約権の内容

(2) 発行価格

(訂正前)

新株予約権1個と引換えに払い込む金銭の額は、新株予約権の割当日において、外部の専門家がモンテカルロシミュレーションで算定した公正価額とする。

(訂正後)

新株予約権1個と引換えに払い込む金銭の額は、1,000円とする。

(3) 発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

700,000円

(5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(訂正前)

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該時点における目的株式数1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という）に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における株式会社名古屋証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値に1.10を乗じた価額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の割当日の前日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ取引が成立した日の終値）を下回る場合は、当該日の終値とする。

前号の規定にかかわらず、下記(7)の規定により新株予約権者が新株予約権を行使しなければならない行使価額は、新株予約権の割当日における終値に0.8を乗じた価額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

(後略)

(訂正後)

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該時点における目的株式数1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という）に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価額は、303円とする。

前号の規定にかかわらず、下記(7)の規定により新株予約権者が新株予約権を行使しなければならない行使価額は、213円とする。

(後略)

(7) 新株予約権の行使の条件

(訂正前)

新株予約権の行使期間中に、終値が新株予約権の割当日における終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ取引が成立した日の終値）に0.5を乗じた価額以下となった場合、その時から3か月以内に、新株予約権者は、残存するすべての新株予約権を(5)に定める行使価額で行使しなければならないものとする。

(後略)

(訂正後)

新株予約権の行使期間中に、終値が133円以下となった場合、その時から3か月以内に、新株予約権者は、残存するすべての新株予約権を(5)に定める行使価額で行使しなければならないものとする。

(後略)

以上